

**第3次泉大津市男女共同参画推進計画（案）に対する
市民等の意見・提案と泉大津市の考え方**

- 1 募集期間 平成 27 年 12 月 18 日（金）から平成 28 年 1 月 12 日（火）まで
- 2 提出方法 郵送、ファックス、電子メールまたは人権市民協働課へ持参
- 3 提出人数 6 人
- 4 提出件数 14 件（同種の意見は 1 件としています）
- 5 主なご意見と市の考え方

NO	意見・提言の概要	市の考え方
1	<p>【市民にとっての男女共同参画について】</p> <p>○男女共同参画社会を推進することが、市民の誰にとっても、暮らしやすいまちになり、暮らし続けたい泉大津になることを打ち出していただきたい。</p>	<p>第3章の「1. 計画の基本理念」において、「人権が尊重され、誰もが能力と個性を発揮できる社会の実現」を本計画の基本理念として掲げ、基本理念に掲げる社会の実現をめざし、男女共同参画を推進していくこととしています。</p>
2	<p>【市民アンケート調査について】</p> <p>○市民へのアンケートを実施しているが、調査対象が不明で分かりづらい。</p>	<p>ご指摘の意見を踏まえ、第1章の「5. 計画策定の体制」において、実施した市民アンケート調査などの概要を追記いたします。なお、市民アンケート調査については、市内在住の満 20 歳以上の市民の中から無作為に抽出した 1,500 人（男性 750 人、女性 750 人）を調査対象として実施いたしました。また、調査の概要及び結果の詳細については、市の HP において公表しております。</p>

NO	意見・提言の概要	市の考え方
3	<p>【「計画の重点項目」について】</p> <p>○第3章の「4. 計画の重点項目の設定」の中の、「重点項目② 男性に対する男女共同参画の理解の促進」について、「男性に対する」を「市民に対する」に変更した方がよいと思う。男性に対してということは理解できるが、男女共同参画の視点からみると、女性目線すぎるのではないかと感じる。</p>	<p>男女共同参画の理解の促進については、すべての市民に対して取組を行っていくことが必要であることから、第4章の「基本方向1 男女共同参画社会実現のための意識づくり」において、すべての市民を対象に啓発や学習機会の提供等、各種の取組を行っていくこととしていますが、市民アンケート調査の結果から、本市において特に男性に、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が強いことなどから、特に重点的に取組を行っていくべき必要があるものとして、「計画の重点項目」に、「男性に対する」と明記したものとしますので、この「男性に対する」という部分については、変更はしないことといたします。</p> <p>なお、女性目線すぎるのではないかとのご指摘については、男女共同参画社会を実現することが、女性だけでなく男性にとっても暮らしやすい社会になるという視点から、この部分の文面について、修正を加えることといたします。</p>
4	<p>【事業所への働きかけについて】</p> <p>○賃金での格差や、育児休業、介護休業等の取得しやすさなどについて、事業所への啓発が大切であると思う。</p>	<p>事業所への働きかけについては、第3章の「4. 計画の重点項目の設定」において、「重点項目③ 事業所に対する男女共同参画への働きかけ」として、特に重点的に取組を行っていくことを明記しています。また、第4章の「基本方向2 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」において、事業所に対し、男女共同参画に関する啓発と関連法令等の周知、セミナー等の実施、積極的な取組への働きかけを進めていくこととしています。</p>

NO	意見・提言の概要	市の考え方
5	<p>【意識づくりについて】</p> <p>○大切なことは、「あらゆる世代の人々に対しての男女共同参画社会実現のための意識づくり」であると思う。憲法の人権が尊重されなければならないことを啓発活動により周知されるよう、特に情報提供が必要だと思う。</p> <p>○教育の場でしっかり基本的人権について教えていただきたいし、実践もしていただきたいと思う。</p> <p>○本市において特に男性に固定的な性別役割分担意識が高く、もっと具体的に、意識改革の機会の提供が必要だと考える。</p> <p>○団塊の世代の方々が沢山いるが、その方々、とりわけ男性の方にいかに男女共同参画についての認識がされ、協力していただけるかだと思う。</p>	<p>意識づくりについては、第4章の「基本方向1 男女共同参画社会実現のための意識づくり」において、男女共同参画に関する理解の促進として、情報の提供や広報・啓発活動を積極的に展開していくこととしています。また、学校等における男女共同参画の推進として、次世代を担う子どもたちが、性別に関わりなく、能力と個性を伸ばしていくことができるよう、教育・保育の現場において、男女平等教育などを実施していくとともに、教職員や保育関係者への研修の充実などを進めていくこととしています。男性に対する意識改革や男女共同参画についての認識については、NO3で示した考え方のおり、特に重点的に取組を進めていくこととしています。</p>
6	<p>【市が実施する講座等について】</p> <p>○男女がお互いに思いやりを持って生活するためには、食事が大切であると思うので、料理に関する講座を土日に開催するとよいのではないか。</p> <p>○講座については、男性も参加してもらえればよいと思うので、土日に開催するとよいのではないか。</p> <p>○スポーツ施設と、男女共同参画に関わるセミナー等の実施をコラボするなど、男女ともに参加しやすい講座を考えてはどうか。</p>	<p>市が実施する講座等については、第4章の「基本方向1 男女共同参画社会実現のための意識づくり」において、子育てや家事などを支援する講座等を実施することとしています。また、講座等の実施については、各施設との連携を行いながら、だれもが参加することができるよう、休日に開催するなどの配慮をすることとしています。</p>

NO	意見・提言の概要	市の考え方
7	<p>【女性の就業について】</p> <p>○女性の就業機会の拡大について、保育所に入所できない等、働きたくても働けない人もいることから、働く環境づくりをお願いしたい。</p> <p>○年齢別の女性の就業率においてみられる「M字カーブ」について、泉大津市が大阪府、全国と比べて全体的に低く推移していることから、働き続けられない原因について基礎的な調査が必要であり、その結果を踏まえて、具体的対策をとることが、女性がいきいきと働きながら、子育てできる環境をつくり、少子化対策にもなると思う。</p>	<p>女性の就業については、第4章の「基本方向2 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」において、働きたい女性が働き続けることができるよう、保育所・学童等における保育サービスの充実等を図ることとしています。また、就労に関する情報の提供や相談体制の充実を図っていくなど、女性の就業を支援することとしています。</p>
8	<p>【育児休暇について】</p> <p>○若い夫婦が安心して子育てすることができるよう、男性の育児休暇が取れやすくなるとともに、母親がゆっくりできる時間が必要となると思う。</p>	<p>育児休暇については、第4章の「基本方向2 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」において、育児休業の取得促進に向けた情報提供の充実を図ることとしています。</p>

NO	意見・提言の概要	市の考え方
9	<p>【市の職員について】</p> <p>○本市の女性職員の役職割合について、もっと増えてほしいと思うし、能力的にも優れている人が沢山いると思う。おおいに女性が活躍できる職場環境を作っていただきたい。</p> <p>○市の職員役職別の女性職員の割合を見ると、全体の職員の男女比率は同程度であるにも関わらず、課長級、部長級と役職が上がるにつれて低くなっている。また、小・中学校における校長等についても同様の状況となっている。管理職等への女性の登用を促進するための取組を進める具体的数値目標を掲げていただきたい。</p>	<p>市の職員については、第4章の「基本方向3 意思決定の場における男女共同参画の推進」において、市職員・教職員管理職への女性の登用を促進することとしています。また、女性活躍推進法に基づいて策定する「泉大津市特定事業主行動計画」において、市の女性職員の管理職等に関する具体的数値目標を定めてまいります。</p> <p>【参考】 国、都道府県、泉大津市の課長相当職に占める女性の割合 国：3.5% 都道府県：8.5% 泉大津市：15.8%</p>
10	<p>【審議会等について】</p> <p>○審議会等への女性の参画を推進し、女性委員数0の委員会等は早急に是正する目標を掲げ、意思決定の場における男女共同参画を推進していただきたい。</p>	<p>審議会等については、第4章の「基本方向3 意思決定の場における男女共同参画の推進」において、計画推進の指標として、女性委員のいない審議会等の割合を0%にすることを目標値として掲げており、その実現に向けて取組を進めていきます。</p>
11	<p>【DVについて】</p> <p>○DVについて、本人がDVだと気付いていない場合が多々ある。社会全体でいかなる暴力も許さない環境づくりが必要であると思う。</p>	<p>DVについては、第4章の「基本方向4 あらゆる暴力の根絶」において、暴力を生まないための啓発や予防教育、DV防止法等の法律・制度の周知徹底に努めるとともに、相談体制の充実や関係機関との連携体制の強化などに取り組むこととしています。</p>

NO	意見・提言の概要	市の考え方
12	<p>【健康対策について】</p> <p>○男性はもちろん、女性の喫煙及び受動喫煙によって、著しい健康被害が生じるため、女性を喫煙及び受動喫煙から守ることを強調していただきたい。</p>	<p>健康対策については、第4章の「基本方向5 安全・安心な暮らしの基盤づくり」において、生涯にわたる心とからだの健康を保持するため、喫煙及び受動喫煙による健康被害に対する取組も含め、健康対策の推進を図ることとしています。</p>
13	<p>【「第4章 施策の内容」について】</p> <p>○計画の「第4章 施策の内容」において、担当課として「にんじんサロン」と記載されているが、「にんじんサロン」は施設の愛称であるため、担当課とするのはおかしいのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、担当課として「にんじんサロン」と記載することは不相当と考えられるため、以下のとおり変更いたします。</p> <p>「担当課」(変更前) → 「所管」(変更後)</p>
14	<p>【男女共同参画を推進するための施設について】</p> <p>○仕事を退職した多くの男性(女性)が男女とも気兼ねなく参加し、コミュニケーションが出来る施設等が必要ではないかと思う。</p> <p>○にんじんサロン(正式名称:いずみおおつ男女共同参画交流サロン)がもっと利用されるようになるとよいと思う。</p> <p>○これから10年にわたっての計画であるため、にんじんサロンのあり方を踏まえて考えるべきであると思う。</p>	<p>男女共同参画を推進するための施設については、第5章の「1. 計画の推進体制」において、拠点施設の整備・充実として、にんじんサロンが、拠点施設として十分に機能するよう、市民が気軽に訪れることができる場として整備を進めていくとともに、実施する事業などについて積極的に周知を行っていくこととしています。また、引き続き男女共同参画を推進するための事業を展開していくとともに、特に子育て世帯や男性に向けた事業の充実を図っていくこととしています。なお、本計画の策定過程において、にんじんサロンのあり方については審議会等で十分に審議しており、本計画の内容に反映させています。</p>